

佐賀県告示第 150 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項の規定により、平成 21 年佐賀県告示第 208 号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

平成 31 年 3 月 26 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

所在地	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の区域
武雄市 若木町 大字川 古	御所 3 (206 -006) 御所 2 (206 -007) 下村 (206 -014) 堀通 2 (206 -015_1) 堀通 2 (206 -015_2) 堀通 2 (206 -015_3) 堀通 2 (206 -015_4) 山中- 1 (206 -018_1) 山中- 2 (206 -018_2) 山中- 3 (206 -018_3) 山中- 4 (206 -018_4) 川古山中 (206 -019) 戸坂 (206 -020) 清正寺 2 (206 -163) 川古- 1 (206 -004_1) 川古- 3 (206 -004_3) 川古- 2 (206 -004_2) 川古 2 (206 -005) 永野 2 - 1 (206 -006_1) 永野 2 - 2 (206 -006_2) 永野 1 (206 -007) 永野 3 (206 -008) 御所 4 (206 -009) 附防 1 (206 -010) 御所 1 (206 -011) 御所 5 (206 -012)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

	御所 6 (206 -013) 中山 2 (206 -014) 中山 1 (206 -015) 古場山 2 (206 -020) 古場山 1 (206 -021) 下村 3 (206 -022) 堀通 1 (206 -028) 堀通 5 (206 -032) 堀通 4 (206 -033) 堀通 3 (206 -034) 皿宿 1 (206 -035) 皿宿 2 (206 -036) 古場通 2 (206 -038) 清正寺 3 (206 -039) 清正寺 (206 -040_1) 清正寺 (206 -040_2) 中古賀 2 (206 -041) 川古山中 2 (206 -042) 中古賀 (206 -043) 川古山中 3 (206 -044) 川古山中 4 (206 -045)	
	上宿川 (206 -125) 下村川 1 (206 -148) 永野川 1 (206 -150) 御所川 1 (206 -151) 川古山中川 (206 -152) 川古山中川 (206 -043) 下村川 2 (206 -068) 下村川 (206 -069) 皿宿川 (206 -070) 永野川 2 (206 -073) 御所川 2 (206 -074) 御所川 3 (206 -075) 繁昌川 (206 -076) 繁昌川 2 (206 -077)	土石流
武雄市 若木町 大字本 部	下村 2 (206 -013)	急傾斜地 の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土整備部河川砂防課及び杵藤土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)